

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第52号



## 知っているると便利な電話の発信信

着信時の相手電話番号は、携帯電話やスマートフォンなら特に契約しなくても通常はわかります。固定電話の場合はナンバー表示機能を有償で契約するとわかります。電話機の電話帳機能に登録した番号は相手の名前で表示されるのでわかりやすく安心ですが、電話番号で表示された場合は「どこからだ?」「営業?」「詐欺?」と不安になりますよね。あわせて発信についてもご紹介します。

### 知らない電話番号の着信

- 電話番号の先頭から発信元を推測しましょう。
  - ・市外局番「0155」は幕別町・帯広市・音更町・芽室町などの十勝管内。
  - ・「010」や「+」で始まる海外からの電話。
  - ・フリーダイヤル系「0120」「0800」は企業からの営業電話が多い。
  - ・「0570」は企業からの営業電話が多い。
  - ・「0500」で始まるIP電話。迷惑電話も多い。
  - ・「090」「080」「070」で始まる携帯電話。迷惑電話も多い。
  - ・「非通知」で着信したら自分から名乗らない。詐欺や営業が多い。
- 電話番号を調べる。
  - ・インターネットが使えらるなら電話番号を入れて検索するか「電話帳ナビ」で検索してみましよう。
- 常に留守番電話に設定しておきましょう。

### 電話を発信する前に

- ・「010」や「+」で始まる海外への通話やSMS発信は高額料金。
- ・フリーダイヤル系「0120」「0800」への発信は無料通話。
- ・「0570」は企業・団体が多く、音声ガイドで各種案内につながり、割高な料金設定のことが多い。
- ・子供や孫が電話番号が変わったと言ってきたら詐欺を疑う。家族に確認するか、変更前の本人の電話にかけて確認してみる。
- ・知らない人への電話は「184」発信先電話番号で自分の電話番号を知られないようにする。

■役所や警察を名乗る詐欺の電話も発生しています。不審に思った時は、消費生活センターにご相談ください。

防犯のため、録音します♪



## 相談事例紹介

## 「法務省管轄支局管理部」からの封書に注意!

### 今月の相談

差出人の記載がない封書が届き、開封すると、法務省管轄支局管理部という機関からの「訴状」と書かれた文書が入っていた。全く身に覚えがなく、架空請求だと思いが無視してよいか。

文書を確認すると、「この度ご通知しましたのは、貴方が未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状が提出されました事をご通知いたします。民事訴訟及び、裁判の取り下げのご相談に關しましては当局にて受付しておりますので職員までお問合せください。必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。」という内容でした。訴訟取り下げ最終期日が今日になっていて、法務省管轄支局管理部住所、相談窓口の電話番号、受付時間の記載もありました。

相談者へは、この封書は、法務省管轄支局管理部を名乗っていますが、法務省とは一切関係がなく、名称を不正に使用していることや、正式な裁判手続では、訴状は「特別送達」と記載された裁判所名入りの封書で郵便局員が直接手渡すことが原則となっており、郵便受けに投げ込まれることはないことを説明しました。また、記載の相談窓口ご連絡した場合には、弁護士を名乗る者等から多額の金銭を要求されたり、個人情報提供を聞かれたりしますので、絶対に連絡を取らず無視するように伝えました。

他にも同様のハガキや、法律事務所を名乗るメールが届くなど手口も多様化していますのでご注意ください。少しでも不安を感じたら、消費生活センター等にご相談ください。

☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	幕別町役場 1階相談室
札内		札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類		忠類コミュニティセンター

自宅からの

# インターネット通販で外出抑制

外出を控えて  
新型コロナウイルスの  
感染症拡大防止

ポチッと  
する前に

## トラブルに巻き込まれないように もう一度確認してください！

### 悪質サイト、悪質事業者があなたを狙っています

#### ① 偽ショッピングサイトではないですか？

販売実態がないにもかかわらず、巧みに払込みだけをさせる悪質なサイトが出回っています。

#### ② フィッシングサイトにご注意

ショッピングサイトを装って不正に個人情報を読み取る悪質なサイトも出回っています。

#### ③ 大手モールサイトでも偽ブランド品にご注意を

あなたが実際に取引している出品者・出店者は誰ですか？  
身元を隠し、偽ブランド品を売っている者がいます！

### 一般的に気を付けなければならないこともあります

#### ④ よく確認してください！定期購入トラブルにご注意

「お試し価格・1回限り」と思って購入しようとしても、  
本当は高額での複数回の購入契約かもしれません。

#### ⑤ 返品ルールをよく確認しましょう

返品については事業者が表示したルールをよく確認しましょう。  
「返品不可」と記載されていれば返品することは困難です。

おかしいと思ったら。  
心配なことがある場合は。



消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

一人で悩まず、

消費者ホットライン 188

(局番なしの3桁番号)

にご相談ください。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤヤン』

